



# 鳥取県公報

平成 20 年 2 月 12 日 (火)  
第 7 9 6 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金の一部改正 (62) (文化政策課) . . . . . 2
	土地配分計画の作成 (63) (経営支援課) . . . . . 3
	地域森林計画の変更予定 (2 件) (64・65) (林政課) . . . . . 3
◇ 教委告示	鳥取県指定無形文化財の指定等の解除 (3) (文化課) . . . . . 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (集中業務課) . . . . . 4
	一般競争入札の実施 (集中業務課・企業局経営企画課・病院局総務課) . . . . . 7
	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 12
◇ 正 誤	平成20年 2 月 5 日付鳥取県公報第7962号中訂正 . . . . . 15

# 告 示

## 鳥取県告示第 62 号

平成 18 年鳥取県告示第 240 号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）により告示した利用料金に追加することについて、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成 12 年鳥取県条例第 5 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき平成 20 年 1 月 31 日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																																						
<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 大ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">音響 設備 器具</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マイク（コンデンサ型）</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">16</td> <td style="text-align: center;">1 本 1 回 につき 910円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">マイク（バウンダリー型）</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1 本 1 回 につき 910円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; border: 2px solid black;">マイク（グースネック型・マイクスタンドを含む。）</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid black;">2</td> <td style="text-align: center; border: 2px solid black;">1 本 1 回 につき 910円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">備考 略</p> <p style="margin-left: 40px;">イ及びウ 略</p> <p>2 略</p>	区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			マイク（コンデンサ型）	16	1 本 1 回 につき 910円	略				マイク（バウンダリー型）	5	1 本 1 回 につき 910円		マイク（グースネック型・マイクスタンドを含む。）	2	1 本 1 回 につき 910円		略			略				<p>1 利用料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 設備利用料</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 大ホール</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">区 分</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">利用料</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">設 備 名</th> <th style="text-align: center;">設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">音響 設備 器具</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マイク（コンデンサ型）</td> <td style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black;">14</td> <td style="text-align: center;">1 本 1 回 につき 910円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">マイク（バウンダリー型）</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">1 本 1 回 につき 910円</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 40px;">備考 略</p> <p style="margin-left: 40px;">イ及びウ 略</p> <p>2 略</p>	区 分			利用料	種別	設 備 名	設置数	略				音響 設備 器具	略			マイク（コンデンサ型）	14	1 本 1 回 につき 910円	略				マイク（バウンダリー型）	5	1 本 1 回 につき 910円		略			略			
区 分			利用料																																																																				
種別	設 備 名	設置数																																																																					
略																																																																							
音響 設備 器具	略																																																																						
	マイク（コンデンサ型）	16	1 本 1 回 につき 910円																																																																				
	略																																																																						
	マイク（バウンダリー型）	5	1 本 1 回 につき 910円																																																																				
	マイク（グースネック型・マイクスタンドを含む。）	2	1 本 1 回 につき 910円																																																																				
	略																																																																						
略																																																																							
区 分			利用料																																																																				
種別	設 備 名	設置数																																																																					
略																																																																							
音響 設備 器具	略																																																																						
	マイク（コンデンサ型）	14	1 本 1 回 につき 910円																																																																				
	略																																																																						
	マイク（バウンダリー型）	5	1 本 1 回 につき 910円																																																																				
	略																																																																						
略																																																																							

附 則

この告示は、平成 20 年 2 月 12 日から施行する。

**鳥取県告示第 63 号**

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 62 条第 2 項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

区 分	地区名	所 在 の 場 所	増 反 者	
			予定売渡 口 数	予定売渡面積 (平方メートル)
土 地	逢坂外四	西伯郡大山町羽田井字萩原1808-1	1	292
土 地	逢坂外四	西伯郡大山町羽田井字萩原1799-1	1	377
土 地	逢坂外四	西伯郡大山町羽田井字萩原1799-2	1	910
土 地	逢坂外四	西伯郡大山町下市字蝮ノ峰844-159	1	427
土 地	逢坂外四	西伯郡大山町下市字蝮ノ峰844-162	1	470
土 地	逢坂外四	西伯郡大山町殿河内字ウルミ谷754-57	1	352
土 地	逢坂外四	西伯郡大山町殿河内字ウルミ谷754-59	1	307
土 地	逢坂外四	西伯郡大山町殿河内字ウルミ谷754-60	1	439

**鳥取県告示第 64 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

## 2 縦覧に供する期間

平成20年2月12日から30日間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、東部総合事務所農林局及び八頭総合事務所農林局

（この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

**鳥取県告示第 65 号**

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 4 項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案

## 2 縦覧に供する期間

平成20年2月12日から30日間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課及び中部総合事務所農林局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第3号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第20条第6項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財の指定及び当該鳥取県指定無形文化財の保持者の認定が解除されたので、同項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 12 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

無形文化財		無形文化財の保持者		解除年月日
名称	要件	保持者の住所	保持者氏名	
蒔絵	蒔絵の技術に習熟し、伝統的な蒔絵技法について高度な技術を体得すること。	鳥取市吉岡温泉町 769	田中正輝	平成 19 年 11 月 7 日

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

平成20年度とっとり県政だよりの印刷業務 1回につき209,000部 12回発行

## (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期限

入札説明書による。

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札によること。契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあっては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入力し、又は記載すること。

## 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有するものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が印刷類の一般印刷に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 3 月 4 日（火）午後 5 時までに 4 の (1) の場所に提出すること。

- (3) 平成 20 年 2 月 12 日（火）から同年 3 月 28 日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

## 4 入札手続等

### (1) 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

### (2) 入札説明書の入手方法

入札説明書は、平成 20 年 2 月 12 日（火）から同月 22 日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=76969>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

平成 20 年 2 月 12 日（火）から同月 22 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

#### イ 交付場所

(1) に同じ。

### (3) 入札に関する問合せ等

#### ア 問合せ期間

平成 20 年 2 月 12 日（火）から同月 22 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで。

#### イ 問合せ場所

(1) に同じ。

#### ウ 回答掲載期間及び場所

問合せの回答は、平成 20 年 2 月 29 日（金）から同年 3 月 11 日（火）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=76969>）に掲載する。

### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時等

ア 入札日時

平成 20 年 3 月 26 日(水) 午前 11 時から同月 28 日(金) 正午まで(ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月 27 日(木) 午後 5 時までとする。)

イ 開札日時

平成 20 年 3 月 28 日(金) 午後 1 時

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札者に要求される事項

(1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(3) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 3 月 11 日(火) 午後 5 時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。)第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 契約締結の制限

この公告に示した印刷業務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Printing Of “Tottori Kensei Dayori”  
(Prefectural newsletter) ,209,000×12copies distributed

(2) March 11, 2008 5 : 00 PM : Time—limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) March 28, 2008 Noon : Time—limit for submission of tenders

March 27, 2008 5 : 00 PM : Time—limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Office of Procurement Services Bureau of Finances and Accounts General  
Affairs Department Tottori Prefectural Government 1—220 Higashi—machi Tottori—shi 680—8570  
Japan TEL : 0857—26—7431, 7432 or 7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治  
鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

## 1 調達内容

## (1) 借入物品等の名称及び数量

次に掲げる物品の賃貸借及び保守業務

## 中部地区納入分

ア 複合機（白黒 低速機）	4 台
イ 複合機（白黒 低速機（病院局納入分））	1 台
ウ 複合機（白黒 中速機）	6 台
エ 複合機（カラー 低速機）	2 台
オ 複合機（カラー 中速機）	8 台
カ 複合機（カラー 高速機）	3 台
キ 複合機（カラー 高速機（病院局納入分））	1 台

## 西部地区納入分

ク 複合機（白黒 低速機）	12 台
ケ 複合機（白黒 中速機）	8 台
コ 複合機（白黒 高速機）	5 台
サ 複合機（カラー 低速機）	8 台
シ 複合機（カラー 中速機）	14 台
ス 複合機（カラー 高速機）	3 台

## 東部地区納入分

セ 複合機（白黒 低速機）	12 台
ソ 複合機（白黒 中速機）	15 台

タ	複合機（白黒 高速機）	26 台
チ	複合機（白黒 高速機（企業局納入分））	1 台
ツ	複合機（カラー 低速機）	10 台
テ	複合機（カラー 低速機（企業局納入分））	1 台
ト	複合機（カラー 中速機）	25 台
ナ	複合機（カラー 高速機）	6 台

東、中、西部地区納入分

ニ	複合機（広幅機（A0））	6 台
ヌ	複合機（広幅機（A2））	5 台

なお、括弧内の「白黒 低速機」等の用語は複合機の処理能力を表すものとし、詳細は、入札説明書（機種区分別・地区別入札台数）による。

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成 20 年 5 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日まで（入札説明書に示す一部の複合機にあつては、平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日まで）とする。

平成 21 年度以降において、この公告に示した借入物品等に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 納入期限

平成 20 年 4 月 30 日（水）（入札説明書に示す一部の複合機にあつては、平成 20 年 3 月 31 日（月））

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札書の記入方法等

4 の（6）の入札区分ごとに複合機 1 台当たりの月額賃貸料及び複写に係る片面 1 枚当たりの保守料の単価（小数点以下第 2 位までを記載することができる。）を入札書に記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）のうちリース・レンタルの事務用機器に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 29 日（金）午後 5 時までに 4（2）の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成 20 年 2 月 12 日（火）から同年 3 月 26 日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 平成 20 年 2 月 12 日（火）から同年 3 月 26 日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続きを行っている者を除く。）でないこと。



## 3 契約担当部局

(企業局、病院局納入分以外)

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課

(企業局納入分)

鳥取県企業局経営企画課

(病院局納入分)

鳥取県立厚生病院事務局管財課

## 4 入札手続

## (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課集中化事務担当

電話 0857-26-7497

## (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に係る問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

## (3) 入札説明書の交付方法

平成 20 年 2 月 12 日 (火) から同年 3 月 17 日 (月) までの間に鳥取県のインターネットホームページ (<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65738>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、(1)の場所で平成 20 年 2 月 12 日 (火) から同年 3 月 17 日 (月) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間に交付する。

## (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

## (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 26 日 (水)

## 中部地区納入分

ア 複合機 (白黒 低速機)	午前 10 時 00 分
イ 複合機 (白黒 低速機 (病院局納入分))	午前 10 時 20 分
ウ 複合機 (白黒 中速機)	午前 10 時 40 分
エ 複合機 (カラー 低速機)	午前 10 時 55 分
オ 複合機 (カラー 中速機)	午前 11 時 10 分
カ 複合機 (カラー 高速機)	午前 11 時 25 分
キ 複合機 (カラー 高速機 (病院局納入分))	午前 11 時 40 分

## 西部地区納入分

ク 複合機 (白黒 低速機)	午後 1 時 00 分
ケ 複合機 (白黒 中速機)	午後 1 時 20 分
コ 複合機 (白黒 高速機)	午後 1 時 35 分
サ 複合機 (カラー 低速機)	午後 1 時 50 分
シ 複合機 (カラー 中速機)	午後 2 時 05 分
ス 複合機 (カラー 高速機)	午後 2 時 20 分

## 東部地区納入分

セ 複合機 (白黒 低速機)	午後 2 時 35 分
----------------	-------------

ソ	複合機（白黒 中速機）	午後 2 時 55 分
タ	複合機（白黒 高速機）	午後 3 時 10 分
チ	複合機（白黒 高速機（企業局納入分））	午後 3 時 25 分
ツ	複合機（カラー 低速機）	午後 3 時 45 分
テ	複合機（カラー 低速機（企業局納入分））	午後 4 時 05 分
ト	複合機（カラー 中速機）	午後 4 時 20 分
ナ	複合機（カラー 高速機）	午後 4 時 35 分
東、中、西部地区納入分		
ニ	複合機（広幅機（A0））	午後 4 時 50 分
ヌ	複合機（広幅機（A2））	午後 5 時 05 分

中部総合事務所 B 棟 1 階入札室

郵便等による入札書の受領期限は、アからヌまでに掲げる借入物品すべてについて、平成 20 年 3 月 25 日（火）午後 5 時までとする。

#### 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 3 月 17 日（月）午後 5 時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

##### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札説明書に示す方法に従って計算した年間賃借料（以下「年間賃借料」という。）及び入札説明書に示す複写見込枚数に複写に係る片面 1 枚当たりの保守料の単価を乗じて計算した年間保守料（以下「年間保守料」という。）の合計額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出し、又は鳥取県所定の納付書により、入札日の前日までに指定金融機関等に納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 124 条において準用する会計規則第 113 条、鳥取県企業局財務規程（昭和 38 年鳥取県企業管理規程第 8 号。以下「企業局財務規程」という。）第 65 条の 4 及び鳥取県病院局財務規程（平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「病院局財務規程」という。）第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として年間賃借料及び年間保守料の合計額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条、企業局財務規程第 65 条の 4 及び病院局財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻  
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、4 の(6)の入札区分ごとに会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で年間賃借料及び年間保守料の合計額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (4) 入札の無効  
2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、企業局財務規程、病院局財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (5) 手続における交渉の有無  
無
- (6) その他  
ア 詳細は、入札説明書による。  
イ 組織改正等により多少の台数増減が見込まれる。台数が増減する場合には入札予定日の 15 日前までに変更公告を行うものとする。  
ウ この公告に示した借入物品等に係る平成 20 年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance business of integrated multifunction copy machines,
  - a. Black and white low speed machine (Central region) , 4 set
  - b. Black and white low speed machine (Central region(Bureau of Hospital)) , 1 set
  - c. Black and white middle speed machine (Central region) , 6 set
  - d. Color low speed machine (Central region) , 2 set
  - e. Color middle speed machine(Central region) , 8 set
  - f. Color high speed machine (Central region) , 3 set
  - g. Color high speed machine (Central region(Bureau of Hospital)) , 1 set
  - h. Black and white low speed machine (West region) , 12set
  - i. Black and white middle speed machine (West region) , 8 set
  - j. Black and white high speed machine (West region) , 5 set
  - k. Color low speed machine (West region) , 8 set
  - l. Color middle speed machine(West region) , 14set
  - m. Color high speed machine (West region) , 3 set
  - n. Black and white low speed machine (East region) , 12set
  - o. Black and white middle speed machine (East region) , 15set
  - p. Black and white high speed machine (East region) , 26set
  - q. Black and white high speed machine (East region(Bureau of Public Enterprise)) , 1set
  - r. Color low speed machine (East region) , 10set
  - s. Color low speed machine (East region(Bureau of Public Enterprise)) , 1 set
  - t. Color middle speed machine(East region) , 25set
  - u. Color high speed machine (East region) , 6 set
  - v. Wide format machine (A0) , 6 set
  - w. Wide format machine (A2) , 5 set
- (2) Time—limit for submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00

PM. 17 March, 2008

(3) Time-limit for submission of tenders

- a. 10 : 00AM, 26 March , 2008
- b. 10 : 20AM, 26 March , 2008
- c. 10 : 40AM, 26 March , 2008
- d. 10 : 55AM, 26 March , 2008
- e. 11 : 10AM, 26 March , 2008
- f. 11 : 25AM, 26 March , 2008
- g. 11 : 40AM, 26 March , 2008
- h. 1 : 00PM, 26 March , 2008
- i. 1 : 20PM, 26 March , 2008
- j. 1 : 35PM, 26 March , 2008
- k. 1 : 50PM, 26 March , 2008
- l. 2 : 05PM, 26 March , 2008
- m. 2 : 20PM, 26 March , 2008
- n. 2 : 35PM, 26 March , 2008
- o. 2 : 55PM, 26 March , 2008
- p. 3 : 10PM, 26 March , 2008
- q. 3 : 25PM, 26 March , 2008
- r. 3 : 45PM, 26 March , 2008
- s. 4 : 05PM, 26 March , 2008
- t. 4 : 20PM, 26 March , 2008
- u. 4 : 35PM, 26 March , 2008
- v. 4 : 50PM, 26 March , 2008
- w. 5 : 05PM, 26 March , 2008

(Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 25 March, 2008)

- (4) Contact Point for the notice : Central Processing Division, Bureau of Finances and Accounts,  
General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi Tottori-shi  
680-8570 Japan TEL : 0857-26-7497

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 12 日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び予定数量  
A 重油 J I S 1 種 2 号 1,000 キロリットル
- (2) 調達物品の仕様  
入札説明書による。
- (3) 納入期間  
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- (4) 1 回当たりの納入量

14 キロリットル以上

(5) 納入場所

鳥取市江津 730 鳥取県立中央病院

(6) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる物品に係る 1 キロリットル当たりの単価 (10 銭未満は切り捨てる。)とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とし、代金の請求に当たっては、単位に納入量に乗じて得た額に当該額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額 (以下「入札見積金額」という。)の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 18 年鳥取県告示第 841 号 (物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について) に基づく競争入札参加資格 (以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が油脂・燃料類に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成 20 年 2 月 29 日 (金) 午後 5 時までに 4 の (2) の場所に提出すること。

(3) 平成 20 年 2 月 12 日 (火) から同年 3 月 26 日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱 (平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号) 第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律 (昭和 50 年法律第 96 号) 第 24 条第 1 項の規定による石油販売業の届出を行っている者であること。

(5) この公告に示した物品を鳥取県立中央病院長が指定する日時及び場所に確実に納入することができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札書の提出先及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津 730

鳥取県立中央病院事務局総務課管理担当

電話 0857-26-2271 (内線 2206)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432 又は 7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で、平成 20 年 2 月 13 日 (水) から同月 22 日 (金) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、120 円切手をはり付けたあて先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に (1) の場所へ請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) 又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの (親展扱いとすること。)

により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成 20 年 3 月 26 日 (水) 午前 11 時 (ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前 10 時とする。)  
鳥取県立中央病院大会議室 (本館 1 階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4 の(1)の場所に平成 20 年 3 月 11 日 (火) 午後 5 時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に 1 の(1)の予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成 7 年鳥取県病院局管理規程第 12 号。以下「財務規程」という。)第 69 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。)第 13 条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に 1 の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第 69 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第 17 条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第 70 条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号)第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した物品に係る平成20年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : A Fuel oil JIS class 1 No. 2 1,000kl
- (2) Delivery period : From 1 April, 2008 through 31 March, 2009
- (3) Delivery place : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 11, March, 2008
- (5) Date and time for the submission of tenders : 11:00 AM 26, March, 2008  
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 26, March, 2008
- (6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Central Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL : 0857-26-2271 ex. 2206

---

## 正 誤

平成20年2月5日付鳥取県公報第7962号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 13

行 下から10及び11

誤 次のいずれにも該当する法人として公安委員会が認める法人であること。

正 次のいずれにも該当するものであると公安委員会が認めた者であること。

頁 14

行 下から13

誤 平成20年2月5日(火)から同月15日(金)までの日

正 平成20年2月5日(火)から同月18日(月)までの日

頁 14

行 下から10

誤 平成20年2月18日(月)午前10時

正 平成20年2月20日(水)午前10時